

審 議 資 料

コンビニ交付システムの導入に当たってのオンライン結合について

1. 背 景

- 証明書をコンビニで交付できるシステムは 2010 年に住基カードを使う形でサービスを開始しており、現在はマイナンバーカードも利用できる形になっている
- これまで、マイナンバーカードまたは住基カードを必要とするコンビニでの証明書交付については、マイナンバーカードの普及率の低さや費用対効果から実施していなかった
- 昨年度時点でマイナンバーカード交付率が 4 割に迫っており、窓口の密を緩和するために窓口交付以外の手段の必要性、市民の利便性などの理由から、令和 5 年 4 月からの導入に向け、令和 4 年度に予算計上された
- 今回入札を行って導入する予定のコンビニ交付システムについては、外部のデータセンターに構築する仕組みであり、コンビニで証明書発行の手続きが行われるたびに外部のデータセンター（データやシステムを保存するサーバーが置かれている専用施設）に証明書のデータを送付することとなることから、個人情報保護条例第 9 条で定義する「オンライン結合」に当たる
- そのため、データ送信の仕組みとセキュリティ等について諮問し、意見をいただいたうえで今後のシステム構築等準備を進める必要がある

（参考）北広島市個人情報保護条例第 9 条

第 9 条 実施機関は、オンライン結合(実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができる。

3 実施機関は、前項の規定に基づきオンライン結合を行った場合において、個人情報の漏えい若しくは不適正な利用又はそのおそれがあると認めるときは、あらかじめ審査会の意見を聴いて、オンライン結合の停止等必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急やむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかにその内容を審査会に報告しなければならない。

2.コンビニ交付システムとは

- コンビニのキオスク端末にマイナンバーカードをかざすことによって各種証明書を発行する際、キオスク端末と庁内システムの仲立ちを行うシステム
- 従来は来庁して窓口に申請書を提出して発行していた証明書について、コンビニ交付を導入することで全国のコンビニでマイナンバーカードを使って証明書発行が可能
- 構成上、住民票・税証明と戸籍で若干の違いはあるものの、外部データセンターと庁内システムを連携し、随時個人情報を含むデータをやり取りすることになる
(別紙資料の3・4ページを参照)
- 本市と外部データセンターが連携する証明書のデータは、住民票、印鑑証明、税証明(所得・課税証明)、戸籍(謄抄本・附票)
- 戸籍の帳票については、庁内システムから出すものとコンビニから出すもので相違等が起こらないよう、庁内の戸籍システムに併設した証明書発行サーバーでPDF化した証明書データを送付することになり、申請のたびに連携をする必要がある
- その他の証明書のデータについては、外部データセンター内に市の住基データの複製を用意し、コンビニ交付システム内でPDF化した証明書データを送付することになる。異動情報については庁内の住基システムと随時連携を行って複製データに反映することになる

3.システム構成・セキュリティ

○システム構成とセキュリティについては別紙資料の5ページ目以降を参照

庁内外や各ネットワークの境界部分の通信におけるセキュリティ及び外部の各種システムに残る証明書データの漏洩対策が必要となる

①庁内基幹系と庁内一般業務系間の通信について

- ・ 基幹系領域(マイナンバー等の個人情報を取り扱う業務システムがある領域)と一般業務系領域(メールのやり取りや、個人情報を取り扱わない業務を行う領域)の間には2台のファイアウォール(設定により設置したポイントから先への不正なアクセスを防ぐ働きを持つ機器)があり、特定の通信以外を通さない仕組みになっている

②庁内一般業務系と外部データセンター間の通信について

- ・ 一般業務系領域と外部データセンターの間に境界ファイアウォール(内部ネットワークと外部ネットワークの境界に置かれるファイアウォール)を設けて外部からの不正な侵入を防ぐとともに、外部データセンターとの間の通信はVPN(デジタル技術を使って独立した通信を行うことができるようになる技術)を用いることで、セキュリティを担保している

③外部データセンターのセキュリティについて

- ・ 外部データセンターについては外部からの侵入などによる情報漏洩が起こらないよう、保守や監視体制を万全にし、ネットワークのセキュリティ等を担保する仕様にて発注する

- ④外部データセンターと証明書交付センター及びキオスク端末との通信について
 - ・ 外部データセンターと J-LIS の証明書交付センター、及び証明書交付センターと各コンビニのキオスク端末との間の通信についても、専用通信の使用、データの暗号化などの技術によりセキュリティが保持されている
- ⑤証明書交付センター及びキオスク端末に送られたデータについて
 - ・ 証明書交付センター及びキオスク端末に送られたデータについては、証明書発行とともに削除され、残留したデータを不正に抜き取られない仕組みである

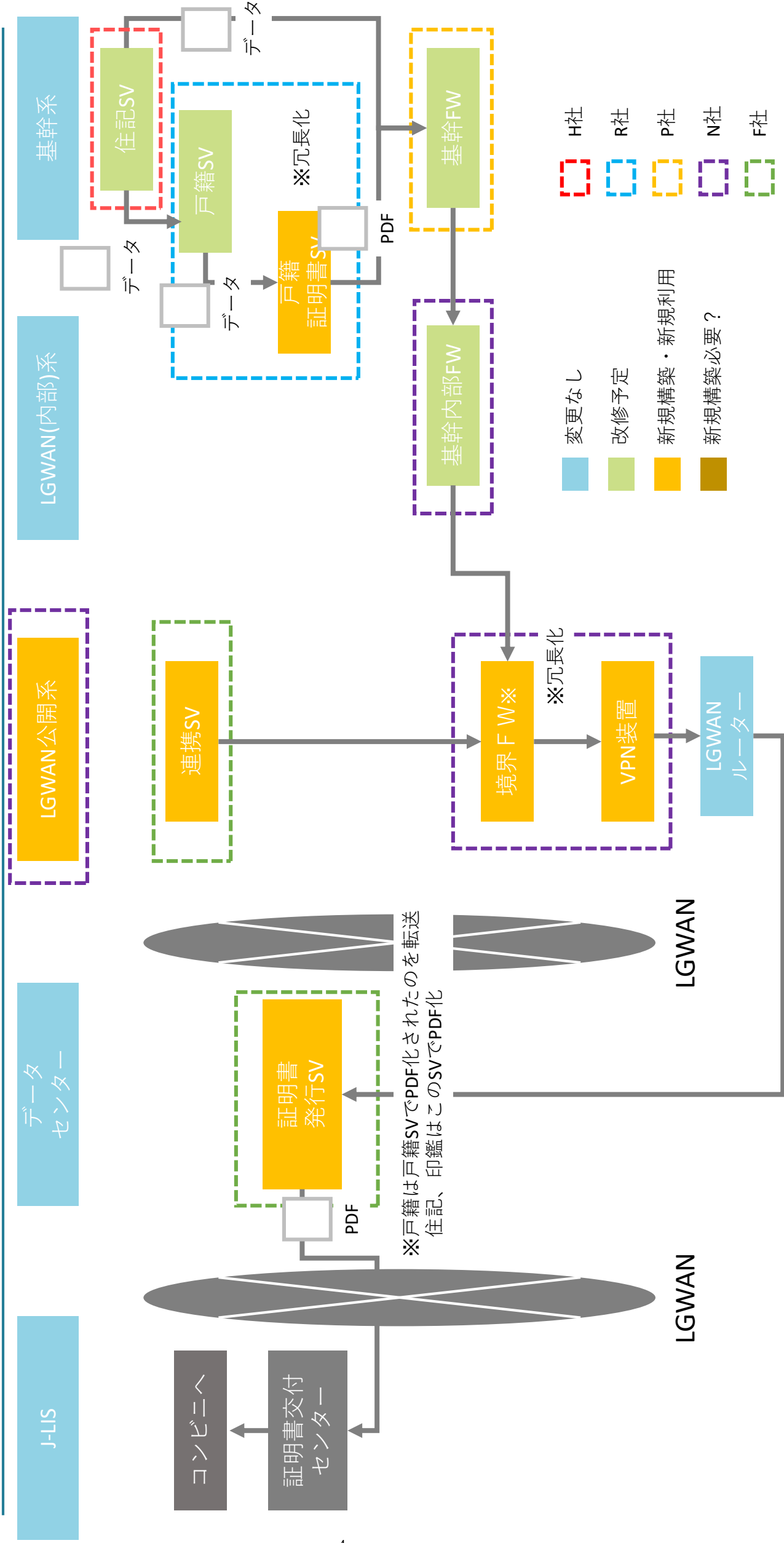
4.法令等への影響

- 証明書発行手数料については、窓口で証明書を発行する場合と同額
- 以下の条例については、「電子証明書（マイナンバーカードの中に保存されている証明データ）」を用いて証明書発行が可能な旨を追加する改正を行う必要がある
 - ・ 北広島市印鑑条例
 - ・ 北広島市税条例
- 改正内容等については今後精査のうえ、法規審査委員会等を経て令和5年4月1日より施行予定

参考 石狩管内他市のコンビニ交付の状況

		札幌市	石狩市	千歳市	恵庭市	江別市
開始時期		H28.12.12	H29.2.6	H29.2.1	H29.2.1	H26.4.1
実施内容	住民票	○	○	○	○	○
	印鑑証明	○	○	○	○	○
	所得・課税証明	○	○	○	○	○
	戸籍謄抄本		○	○		○
	戸籍附票		○	○		○
手数料	住民票	350	350	300	300	300
	印鑑証明	350	350	300	300	300
	所得・課税証明	400	350	300	400	400
	戸籍謄抄本		450	450		450
	戸籍附票		350	300		300
窓口交付時手数料		同額	同額	同額	同額	同額

構成案



個人情報が含まれるデータについて

